

(公印省略)
県支広第30044-15号
令和3年8月6日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県まん延防止等重点措置の実施について (依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年8月5日(木)に開催しました、第55回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県まん延防止等重点措置を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、上記措置に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

ーまん延防止等重点措置の主な内容ー

(1) まん延防止等重点措置の実施期間

令和3年8月8日(日)から8月31日(火)まで(24日間)

(営業時間短縮要請期間: 同上)

(2) 重点措置の区域等

措置区域: 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、
渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、
玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町(20市町村)

措置区域以外: 上記以外の15町村

※詳細は『群馬県まん延防止等重点措置』を御確認ください。

担 当: 県民活動支援・広聴課 公益法人係 山崎
T E L: 027-226-2148
F A X: 027-223-2944
e-mail: y-fumi@pref.gunma.lg.jp